				会			議		記		録				
△ 逹	σ	Ø	称	4//>	務:	文孝	文常·	任委	吕△		会議場所	第	3委員	会室	
会議	の	名	小小	下 心					貝工		担当職員	Щ	内		
日時		<u>س</u> د	せつ	∩年0	H 2	10	小吧		開議	午	前10時2	26分	•		
口中寸		十八〇		040	Л 2	1日(火曜日)		ப /	閉議	午	前11時(00分			
出席委員		◎奥	野	OEJ	_	田中	山本	竹田	小松	福井	‡				
執行機関出席者															
事務局				片岡 事務局長、 山内 事務局次長											
傍聴		可•7	否	市民	2名		報道	関係者	0名		議	員(0名()	

会 議 の 概 要

10:26

1 開議

2 案件

(1) 亀岡市子どもの権利条例(仮称)(案)に係る教育部との意見交換について

< 奥野委員長>

「亀岡市子どもの権利条例(仮称)(案)に係る教育部との意見交換について」を議題とさせていただく。

事務局より内容を説明願う。

<事務局次長>

環境厚生常任委員会では、これまで、子どもの権利条例を年間テーマとして設定される中で、行政視察も含めて継続して取り組まれており、12月議会には条例提案の予定があると聞いている。それに向けて、環境厚生常任委員会では、教育部との意見交換の要望があることから、総務文教常任委員会としてこの件にどのように関わっていくのか協議いただきたい。

お手元に、現時点での「亀岡市子どもの権利条例(仮称)(案)」を配付させていただいているので、これを参考にしながら協議いただきたい。

<福井委員>

子どもの権利条例に関して、環境厚生常任委員会で取り組まれているのは承知しているが、環境厚生常任委員会では、この条例(案)を総務文教常任委員会で協議してほしいと言っているのか。教育委員会との意見交換についても何のために行うのかわからない。合同の意見交換会を行って、最終的に条例を仕上げていくことになるのか、あるいは、環境厚生常任委員会が条例を提案されるにあたって、確認するだけのことなのか、その辺りのことがわからない。

< 奥野委員長>

環境厚生常任委員会では、子どもの権利条例の制定に向けて取り組みを進めていく中で、どうしても教育委員会からいただきたい資料が出てくるので、2つの常任委員会が同じテーブルの上に乗っていれば、そういった資料ももらいやすくなるとい

うことは聞いている。

<福井委員>

総務文教常任委員会では、これまでから子どもの権利条例については勉強してこなかったので、条例(案)を見ても内容はよくわからないし、理解もできない。 教育委員会から資料がほしいが、環境厚生常任委員会だけでは資料がもらえないの

で、総務文教常任委員会に協力をしてもらいたいということなのか。

<竹田委員>

資料が得られないということではないと思う。

条例制定にあたって、学校教育・社会教育に係る内容が出てくることが見込まれる中で、あくまでも主体は環境厚生常任委員会だが、総務文教常任委員会の所管の中にも入っていくことになるので、ご承知おきいただきたいということであり、教育委員会と話をする時に、総務文教常任委員会の委員がその内容をはじめて聞いたというようなことにならないようにということだと思う。

そこで協議をしてということでなく、もちろん意見があれば言っていただけると思うが、教育委員会と話をするので認識をいただきたいというイメージを持っており、 意見交換会に参加するのは別にかまわないと思っている。

<三上副委員長>

総務文教常任委員会としての主体性を持って、物事を考えればよいのではないか。 環境厚生常任委員会のこれまでの取り組みは承知しているし、取り組まれていることについて異論はないが、その中には総務文教常任委員会の所管に関わる内容も出てくるので、そのことは総務文教常任委員会としてしっかりと聞いておけばよいことである。

今日ここで、両委員会で一緒にやるかどうかを決める必要はないし、とりあえず協議会形式で一緒に話を聞いて、それからでも総務文教常任委員会として意見を言ったり提言したりということは判断できるので、とりあえずは一緒に話を聞けばよいのではないか。そういう投げかけだと認識している。

<福井委員>

環境厚生常任委員会が教育委員会から話を聞こうとすれば、総務文教常任委員会が一緒でないと委員会として成り立たないので、環境厚生常任委員会と同じ場に総務文教常任委員会も来てほしいということではないのか。

<事務局長>

この条例は理念条例であり、これを実施してもらうのは執行部であり、どうしても執行部の意見を聞いていかなければならない。

先日、こども未来課の課長、担当部長も来ていただいて意見を言っていただいたが、 その中で、福祉と教育が連携できていないという課題があるということであったの で、教育委員会との意見交換が必要だという協議もされたところである。ただ、そ の際、環境厚生常任委員会単体では、教育委員会との意見交換はできないが、2つ の常任委員会が合同で、協議会形式による意見交換会を行えば、お互いに条例につ いての認識が深まるので、その方がよいのではないかということであった。

< 奥野委員長>

環境厚生常任委員会を傍聴するということでなしに、総務文教常任委員会も同じテーブルの上で協議するということになるのではないか。

<事務局次長>

子どもの権利条例制定の主体は、あくまでも環境厚生常任委員会であり、今後も取り組んでいかれることになるが、教育部との意見交換にあたっては、所管が総務文

教常任委員会となるので、協議会形式で一緒に意見交換を行うことについて、協議 をいただきたいということである。

<福井委員>

協議会ということであれば委員会でないので、環境厚生常任委員会が教育委員会を呼ばれたらよいのではないか。

総務文教常任委員会では、この件について勉強していないので、条例(案)に対して、ここがダメとか言うことは委員会としてはしないが、教育委員会に係ることは 総務文教常任委員会として尋ねたらよいと思う。

環境厚生常任委員会が申し入れをいただいているので、協議会形式で総務文教常任 委員会も一緒に参加しましょうという話であれば一緒にすればよい。

ただ、合同の委員会を開催するということであれば、話が違ってくるように思う。

<事務局次長>

合同の委員会ということになると、手続き的にも大変になってくるし、総務文教常任委員会では、これまでから子どもの権利条例について取り組んでこなかったこともあるので、協議会という形式をとって、意見等があればその中で言っていただくということで進めていただくのも1つの方策だと考える。

<竹田委員>

環境厚生常任委員会と教育委員会とのやり取りを見ていただくだけでもよいのではないかと思う。

< 奥野委員長>

総務文教常任委員会が一緒に入ってもらえれば、教育委員会から必要な資料を出してもらいやすくなるということではないのか。

<事務局長>

そこまでの把握はしていない。

とりあえず協議会ということで、一緒に教育委員会との意見交換をしていただき、 子どもの権利条例についての認識を深めていただきたいということだと思う。

<福井委員>

環境厚生常任委員会が協議会を開催され、そこに総務文教常任委員会も参加してもらえないかということか。

<事務局次長>

環境厚生常任委員会の協議会に総務文教常任委員会が参加するということでなく、 2つの常任委員会が合同で協議会を開催し、教育部との意見交換をしていただくと いうことである。

<山本委員>

今回の教育委員会との意見交換会は、子どもの権利条例を作るためのものであり、 所管が総務文教常任委員会ということで、合同の協議会形式で行うということであ るが、中心はあくまでも環境厚生常任委員会が意見交換をするということで思って いる。それを聞く中で意見等あればそこで言わせてもらうという位置付けだと思う が、そういうことであれば意見交換を行うことについて賛成である。

<小松委員>

子どもの権利条例については、全く承知しておらず、初めて見るので、協議会の中で質問するにしても全く基本的な質問をしてしまうことになるので、協議会の場がおかしくなるのではないかという懸念がある。聞いているだけでも勉強になるとは思うが、そんなものなのかと疑問に思う。

これまでの取り組みの経過もあるので、環境厚生常任委員会だけでやってもらえれ

ばその方がよいように思うが、環境厚生常任委員会だけでは、教育委員会に対して 質疑は行えないのか。

<事務局次長>

環境厚生常任委員会の委員も、教育部に対して質疑をしてもらえるし、もちろん総 務文教常任委員会の委員もしてもらえる。

<小松委員>

環境厚生常任委員会の中で、単独で教育委員会に対する質疑は行えないのか。

<事務局次長>

常任委員会の所管という点で、環境厚生常任委員会の中に教育部が入って、総務文教常任委員会が何も関わらないということが果たしてよいのかという問題がある。 あくまでも教育部の所管は総務文教常任委員会であり、そういった点も考慮して、 これまで子どもの権利条例に関わってこなかったということもあるが、合同の協議 会という形をとらせていただいて、意見交換をさせていただくものである。

<事務局長>

子どもの権利ということになると、環境厚生常任委員会の所管だけではカバーできないので、先日の健康福祉部との意見交換の中でも、条例提案にあたっては、教育委員会との意見交換は欠かせないという認識を、各委員がされたところである。 そこで、単独では所管が違うということもあるので、合同の協議会という形をとってはどうかということになったものである。

もちろん総務文教常任委員会委員の皆さんには初めてかもしれないが、初めてであっても所管を超えて認識していただく必要も出てくるので、今回、合同の協議会という話があったと認識している。

<三上副委員長>

今の時点で、条例について全くわからず、勉強もしていない中で判断すれば先ほどからの話になるが、環境厚生常任委員会では1年間議論されて条例化していくということであり、今後、これが理念条例ということでもあるので、基本計画の策定や個別の条例もできてくると思う。その際には、総務文教常任委員会の所管の部分も入ってくるので、知りませんではすまなくなるということは認識しておかなければならないので、話は一緒に聞けばよいと思う。

<竹田委員>

あまり難しく考えずに、合同の協議会ということでもあるので、その場でわからないことは聞けばよい。

今後、総務文教常任委員会の中で、どうするのか、発展させるのであればそれはそれで考えたらよいことであり、とりあえず今は、環境厚生常任委員会が条例提案に向けて取り組まれている部分について、総務文教常任委員会でもご承知おき下さいという程度の認識でよいのではないか。今後、個々の問題はしっかり対応することとして、協議会については開催されるのであれば参加すればよいのではないかと思う。

<福井委員>

協議会を合同で開催された場合、誰が会議を進行するのか。

<事務局次長>

まだそこまで詰めた話はされていないと思うが、今後、両委員会の正副委員長で調整されると考えている。

<福井委員>

教育委員会を呼んで、合同で協議会をするのであれば、その会議を仕切るのは総務

文教常任委員長だと思うので、考えておいていただきたい。

< 奥野委員長>

その件については両委員会の正副委員長で調整させていただくが、合同の協議会を開催することについては、了承いただけたということでよいか。

一 全員了 一

散会 ~11:00